

川辺町立小・中学校

震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について

川辺町で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に発生した場合

- (1) 自宅又は*安全を確保できる場所に待機する。
 - * 安全な場所に住んでいる親類・知人宅や指定避難所など
 - (2) 休校及び授業開始等の措置については、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童・生徒の居住地域等の安全を学校及び町教委が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記(1)の状態を継続する。
- ※ 上記(2)において授業が行われる場合であっても、道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合や自宅の被害が著しい場合等、登校が困難な場合には登校する必要はない。

2 登校途中に発生した場合

- (1) 地震発生を知った時点で、自分の身が安全であるかを各自で判断して、以下の措置をとる。
 - (ア) 直ちに安全な広い場所に避難する。
 - (イ) 揺れが収まってから安全な方法で、自宅又は安全を確保できる場所へ移動する。
 - (ウ) 帰宅途中と登校途中の危険度の高さを比較し、登校途中の方が安全であると判断した場合は登校し、学校待機とする。その後は、下記3に準ずる。
 - (2) 休校及び授業開始等の措置については、学校周辺、通学経路上等の安全及び児童・生徒の居住地域等の安全を学校及び町教委が確認した後、一斉配信メールにより連絡する。ただし、一斉配信メールが使用できない場合には、上記(1)の状態を継続する。
 - (3) 上記(1)の(ア)(イ)の措置をとった場合、児童・生徒(または保護者)は学校に連絡する。
- ※ 上記(3)において、安全であると判断し避難した場所から学校への連絡が困難な場合は、無理して移動することなく、余震が収まるまではその場で待機する。

3 登校後に発生した場合

- (1) 学校待機を原則とする。
 - (2) 学校及び町教委は、学校周辺、通学経路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、児童・生徒が自宅又は安全を確保できる場所へ移動できると認めた場合、速やかに下校させる。その場合は一斉配信メールにより保護者に連絡する。また児童・生徒は、自宅又は安全を確保できる場所へ到着したら直ちに、学校に連絡する。

なお、通学路上等に危険が想定される箇所がある場合や保護者の希望がある場合等、状況に応じて、保護者への引き渡しによる帰宅も認める。
 - (3) 学校待機により下校時刻を変更する場合、一斉配信メールにより学校から保護者へ連絡する。見守り隊の方々へ、下校の見届けについてできる限りの協力を依頼する。
- ※ 上記(2)(3)については、一斉配信メールが使用できない場合には、学校待機を原則とする。

4 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）が発表された場合、安全に配慮しながら通常授業の措置を原則とするが、被害状況等により休校とする場合もある。その場合は一斉配信メールにて連絡する。

また、授業が行われる場合であっても、以下に該当する場合は登校する必要はない。

- ・ 自宅及び自宅周辺の被害が著しい場合
- ・ 道路の陥没、土砂崩れ等により危険な場合
- ・ 自宅の耐震性が十分でない場合

南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ全域を対象に、大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に気象庁より発表される。例えば、南海トラフ沿いの西側で地震が発生し、東側でも地震が続発する（後発地震）可能性が高まった場合などに発表される。

よって、岐阜県内で発生した地震が、震度4以下の場合でも臨時情報が発表される可能性がある。